

訪問型サービスAについて

長寿介護課 給付係



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。1

茨木市訪問型サービスAについて

①訪問型サービスAとは？

②訪問型サービスA初回加算
の新設について

③訪問型サービスA事業者指定について



①訪問型サービスAって何？

訪問型サービス比較

介護予防・生活支援サービス事業

対象者：①要支援1・2の認定を受けたかた
②基本チェックリストにより生活機能の低下がみられ、市が事業対象者と決定したかた

		訪問型サービス		
		従前の介護予防相当サービス	多様なサービス	
サービスの種類		① ホームヘルプサービス (従前訪問介護相当)	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)
サービスの内容(例)	身体介護	入浴の介助・見守り 更衣の介助  ほか 買い物(同行、服薬確認など)	身体介護 なし	
	生活支援1	掃除 洗濯 買い物(代行) ゴミ出し  ほか 食事の下ごしらえ・調理、布巾干しなど	生活支援1 + 生活支援2 話し相手 電球交換  など	
サービス提供者		介護保険事業者	指定事業者 (R2.3月現在 10か所)	ボランティア団体 (1か所)
利用料		※自己負担額が「1割」のかたの場合 週1回利用 1,250円/月 週2回利用 2,500円/月	220円/回 (45分程度) (1~2回/週 月10回まで)	150円/回 (30分未満) (月10回*まで)

※一定以上所得のかたは自己負担額が2割または3割となります。

★①や②と併用する場合は合計で10回までです

次なる
茨木へ。
は、次がある。4

訪問型サービスパンフレット

家政婦さんとは
違います！

あなたの ホームヘルプサービス

茨木市の訪問型サービス(総合事業)

できる



生活必需品の買物の同行

できない



利用範囲以外のための家事

できない



ペットの世帯

できる



利用者と一緒に調理

介護保険法の目的サービスとは、利用者の「自立した日常生活」を支援することができるように、また、その家族の負担を軽減させるために必要な支援を行うことです。

必要以上のサービスを受けることは、利用者を「困」にはしてしまいますが、利用者の「自立」を阻んでしまいかもしれません。自分でやろうとするればできるのに、困難だからといって、ホームヘルパーに任せきりになってしまうと、身体の状態は徐々に低下していき、できることもできなくなってしまいます。さらに、今までできたことができなくなってしまったら、気持ちも落ち込んでしまうでしょう。

訪問型サービスをうまく利用しながら、利用者自身のできることを続けていくことで、心身の健康を保ち、「自立した日常生活」を目標しましょう。

できる こんなサービスが利用できます

ホームヘルプサービス (日介護予防相当サービス)

身体介護

食事、入浴、排泄などの生活動作ができません。介護を必要とする場合に、同じ家族の有難などにのかわらず利用できます。

- 利用者と一緒に行う調理
- 洗濯の介助(持ち帰り)
- 着替えの介助
- 食事の介助
- 生活必需品の買物の同行
- 清掃や入浴の介助

訪問型サービスA (基準緩和)

生活援助

慣れぬ生活支援

- 洗濯
- 掃除
- ゴミ出し
- 日常生活の準備や整理
- 生活必需品の買物の代行(酒・タバコは不可)
- ベッドメイク
- 洗濯物の畳の掛け取り(処分費のあるもの)

訪問型サービスB (住民主体)

生活援助

茨木市が独自に定める生活支援

- 玄関等の清掃
- 窓、鏡等の清掃
- 草取り
- 植し植子
- 花木の水やり

できない こんなサービスは頼りません

×留守時

生活援助が利用できる場合

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。5

訪問型サービスAの特徴

- ・生活援助のみのヘルパー(身体介護なし)
- ・従事者は基本的に「訪問型サービスA従事者養成研修の修了者」
- ・月10回まで利用できる
- ・従前の訪問介護相当サービスとの併用はできない
- ・訪問型サービスBとの併用はできる

サービス提供時間について

1回45分～60分は目安です。利用者に必要なサービスが30分で終了するサービスであれば、30分で終了しても1回と算定できます

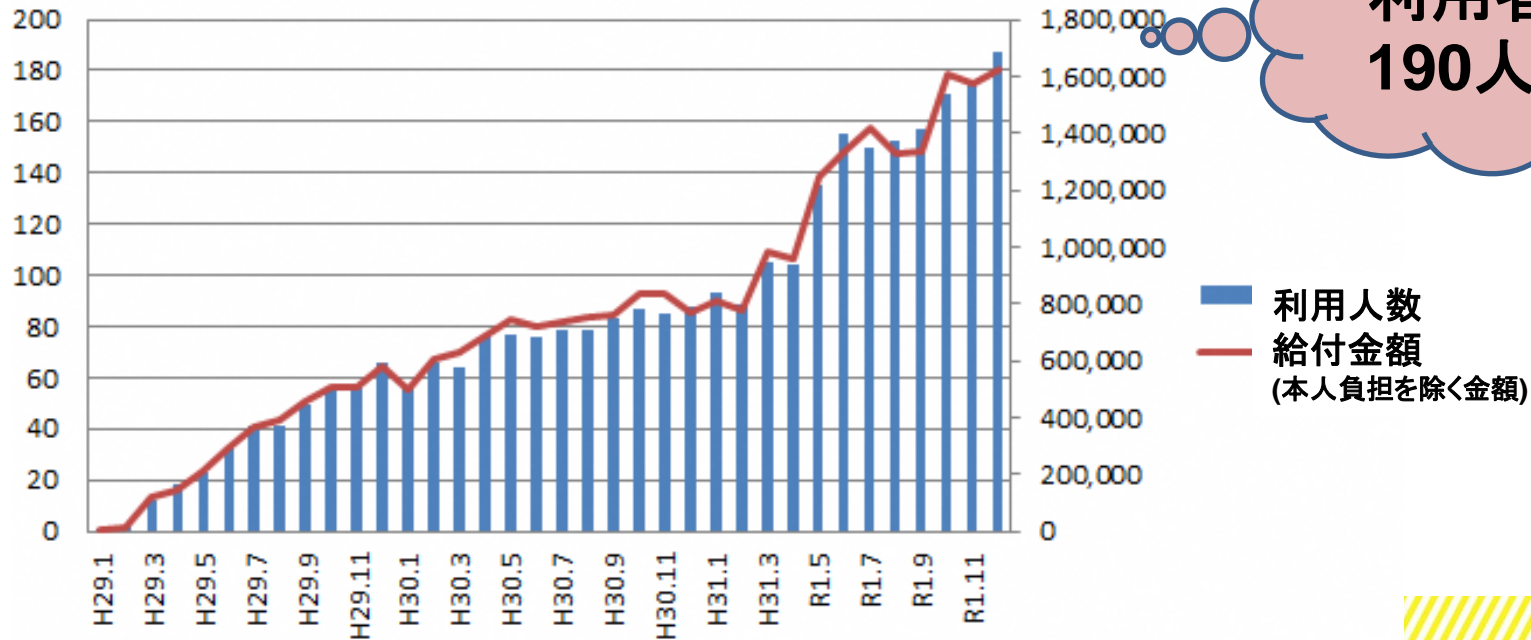


次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。6

訪問型サービスAのサービス実績

茨木市訪問型サービス利用量の推移



利用者
190人！

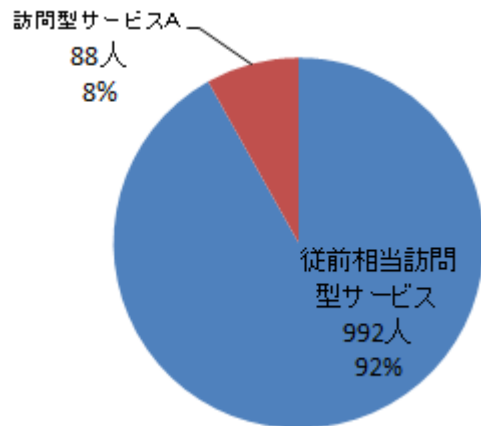
次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。7

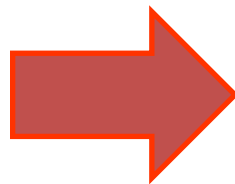
訪問型サービスA利用者割合

訪問型サービス利用者のうち、訪問型サービスAを利用している人の割合は、過去1年間で倍増しています。

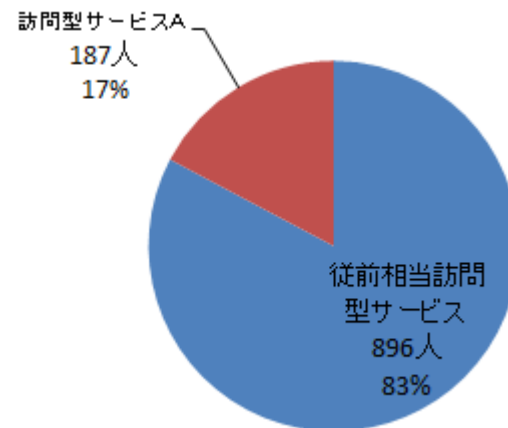
平成30年12月利用分



8%から17%に



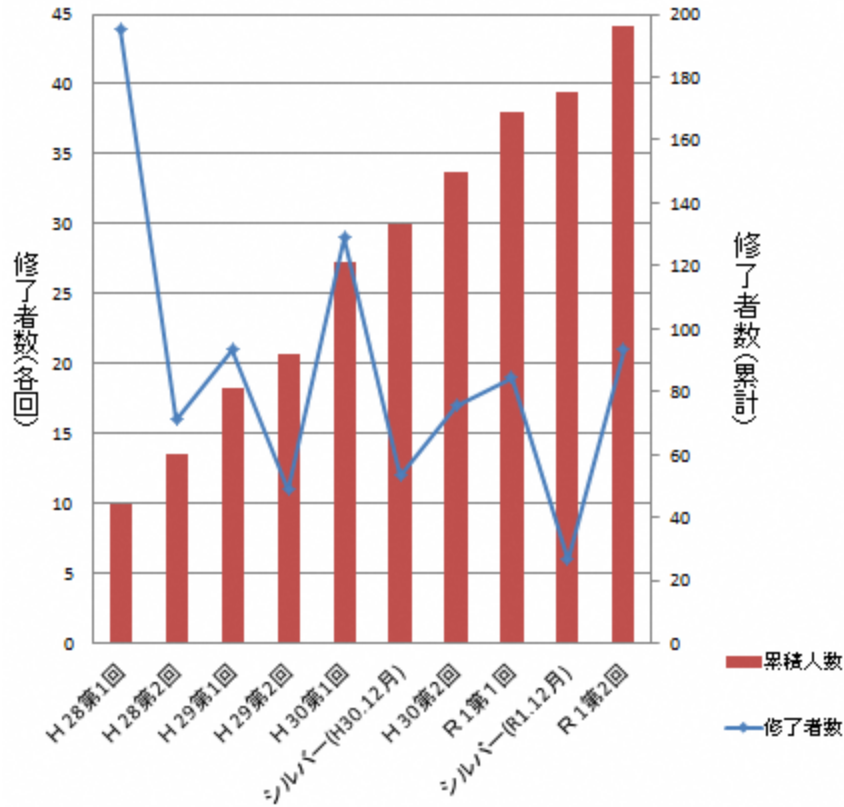
令和元年12月利用分



従前相当の訪問型サービスには、身体介護の必要がない利用者がまだまだいらっしゃいますので、今後も訪問型サービスAの需要の増加が見込まれます。

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。8

訪問型サービスA従事者養成研修 修了者数の推移



今までに**196人**が研修を修了しています。

平成30年10月より、他市の同サービス従事者養成研修修了者や研修実施者の指定を受けた事業者の行った研修の修了者も従事可能となっています。

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。9

茨木市が訪問型サービスAを推進する理由①

総合事業が目指すのは、「地域づくり」。でも、地域づくりには時間がかかります。訪問型サービスAは地域づくりを補完する役割を担っています。



自助・互助で対応できないものを共助(介護保険)で補完するのが地域包括ケアシステムの基本だったね。



次なる茨木へ。
茨木には、次がある 10

引用)三菱UFJリサーチ&コンサルティング「新しい総合事業の移行戦略 地域づくりに向けたロードマップ」(平成27年度厚生労働省 老人保健健康増進等事業)図表8に一部追加

茨木市が訪問型サービスAを推進する理由②

訪問型サービスA事業のメリットとは？

【利用者】

新たな担い手による提供に見合った単価の設定により、サービスに見合った費用負担となる。

【事業者】

資格保有者が身体介護に重点化することで、より単価の高いサービス提供が可能となる。

ニーズの増加が見込まれる生活援助サービスの提供を拡大できる。採用の門戸を広げることにより、地域の中でより多くの人材を確保することができ、介護の職に興味がなかった人も介護職員として養成することができる。

【従事者】

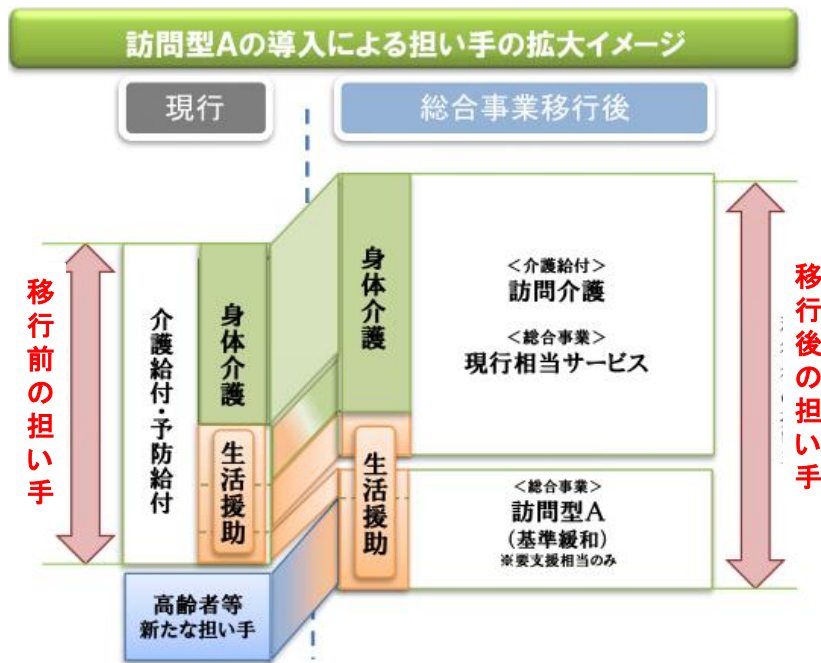
自宅付近で短時間の労働が可能。

高齢者が担い手となる場合、担い手自身の介護予防にもなる。

【茨木市】

地域包括ケアシステムの推進(前頁)

利用者の状況に応じた多様なサービスを提供できることで、費用の効率化が図られる。



引用)三菱UFJリサーチ&コンサルティング「介護予防・日常生活支援総合事業への移行のためのポイント解説」(平成26年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

②訪問型サービスAの初回加算 について

令和2年4月より訪問型サービスAに 初回加算がつきます

・単位数→200単位

・利用者本人負担額→214円(本人の負担割合に関わらず定額)

・算定要件→新規に計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問型サービスと同月内に、訪問事業責任者が、自ら訪問型サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が訪問型サービスを行う際に同行訪問した場合に加算します。同行訪問の場合、訪問事業責任者は利用者の状況等を確認し、同行訪問した旨を記録すれば、サービス途中で現場を離れても構いません。新規とは、過去2月間(暦月・・・月の初日から末日で1月と数える)にサービス提供がない状態です。(丸2月分請求がなければ「新規」になります)

翌月訪問は×

ただし、同じ事業所(事業所番号が同じ)で訪問型サービスA⇔従前相当訪問型サービスの変更をした場合は後のサービスの初回加算を算定できません。なお、訪問A初回加算が始まる前(令和2年3月以前)からの訪問A利用者については、まだ初回加算を取っていないので、同じ事業所で従前相当サービスに変更した場合でも初回加算が算定できます。

※訪問Aと従前相当サービスで事業所を変更する場合は、後のサービスも初回加算の算定が可能です。

※訪問A→訪問介護(要介護者のサービス)や従前相当訪問型サービス→訪問介護の場合は訪問介護の初回加算が算定可能です。

次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。13

訪問型サービスの初回加算がつけられる場合と つけられない場合について①

訪問Aと従前相当の
両方を行う事業所は
要チェック！

1 (事業所変更なしで) 訪問型サービスA→従前相当訪問型サービス

利用者が過去2月間(暦月)に、当該指定訪問介護相当事業所から訪問型サービスAまたは従前相当訪問型サービスの提供を受けていない場合に限り算定できる。ただし、令和2年3月以前から継続して当該指定訪問介護相当事業所で訪問型サービスAを利用している利用者が、同事業所で従前相当訪問型サービスの提供を受ける場合は算定できる。

例1 5月から従前相当訪問型サービスに変更した場合。

①訪問Aの利用開始が令和2年2月以前。

令和2年	2月	3月	4月	5月	6月
利用サービス	訪問A			従前相当	
初回加算				○	

②訪問Aの利用開始が令和2年3月。

令和2年	2月	3月	4月	5月	6月
利用サービス		訪問A	従前相当		
初回加算				○	

③訪問Aの利用開始が令和2年4月。

令和2年	3月	4月	5月	6月	7月
利用サービス		訪A	従前相当		
初回加算		○	×		

令和2年4月以降利用開始の人は
訪問A○従前相当×

次なる
茨木へ。

茨木には、次がある14

訪問型サービスの初回加算がつけられる場合と つけられない場合について②

1 (事業所変更なしで) 訪問型サービスA→従前相当訪問型サービス

例2 訪問型サービスAのサービス休止から従前相当訪問型サービスを始める場合

①訪問Aを令和2年3月以前から利用していて、5月がお休み

令和2年	3月	4月	5月	6月	7月
利用サービス	訪問A		休	従前相当	
初回加算				○	

②訪問Aを令和2年3月以前から利用していて、5月と6月がお休み

令和2年	3月	4月	5月	6月	7月
利用サービス	訪問A		休	休	従前相当
初回加算					○

③訪問Aを令和2年4月利用開始で、5月お休み

令和2年	3月	4月	5月	6月	7月
利用サービス		訪A	休	従前相当	
初回加算		○		×	

④訪問Aを令和2年4月利用開始で、5月と6月がお休み

令和2年	3月	4月	5月	6月	7月
利用サービス		訪A	休	休	従前相当
初回加算		○			○

令和2年4月以降開始の人で**休みが2月未満**の人は訪問A○従前相当×

令和2年4月以降開始の人で**休みが2月以上**の人は訪問A○従前相当○

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある15

訪問型サービスの初回加算がつけられる場合と つけられない場合について③

2(事業所変更なしで)従前相当訪問型サービス→訪問型サービスA

利用者が過去2月間(暦月)に、当該指定訪問介護相当事業所から訪問型サービスAまたは訪問介護相当サービスの提供を受けていない場合に限り算定できる。

例3 従前相当訪問型サービスのサービス休止から訪問型サービスAを始める場合

①サービス間の休みは1月だけ(2月未満の場合)

令和2年	2月	3月	4月	5月	6月
利用サービス	従前相当		休	訪問A	
初回加算				×	

②サービス間の休みが2月。(2月以上の場合)

令和2年	2月	3月	4月	5月	6月
利用サービス	従前相当		休	休	訪A
初回加算					○

訪問型サービスAの初回加算導入準備について

①初回加算のサービスコードが入ったCSVデータを各事業所で利用されているシステムに取り込んでください。

茨木市ホームページ>各課のご案内>長寿介護課>メニュー>介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)>介護予防・日常生活支援総合事業>サービスコードについて

②4月以降に訪問型サービスA新規利用開始の利用者向けの重要事項説明書を準備してください。福祉指導監査課ホームページに雛型があります。

茨木市ホームページ>各課のご案内>福祉指導監査課>メニュー>介護・障害福祉サービス事業者指導>居宅サービス事業者等 指導関係様式>重要事項説明書モデル様式

③3月以前に契約した利用者への対応

サービス利用の再開時に初回加算が算定できる可能性があるので、同意を書面でもらってください。



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。17

③ 訪問型サービスA事業者指定 について

訪問型サービスA事業所の主な業務

- ・介護サービスの提供（生活援助のみ）
- ・国保連へのサービス費請求
- ・従事者の業務支援



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある 19

事業を始めるにあたっての準備

- 1 従業員の確保
- 2 場所の確保
- 3 事業所の指定



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある20

1 従業員の確保①

必要な従業員の数と資格要件

① 管理者

常勤ではないので、訪問A勤務時間以外は法人内の他の業務に就くことができます(他の業務中でも訪問Aの問い合わせがあればご対応いただくことにはなります)

	従前の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
必要人数	常勤・専従で1人以上 (業務に支障がない範囲で、同じ事業所のサービス提供責任者や同一敷地内の別事業所の管理者との兼務可)	専従で1人以上 (業務に支障がない範囲で、同じ事業所の訪問事業責任者や同一敷地内の別事業所の管理者との兼務可)
資格要件	特になし	特になし

→訪問介護・訪問介護相当サービスの管理者と訪問型サービスAの管理者の兼務は可能です。

(ただし、訪問介護・訪問介護相当サービスの管理者がサービス提供責任者を兼務している場合は不可。)

(従業員の確保③④の例参照)

次なる
茨木へ。

茨木には、次がある 21

1 従業員の確保②

②責任者

	従前の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
名称	サービス提供責任者	訪問事業責任者
必要人数	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人ごとに1人以上 (利用者の数に応じて常勤換算可)	・サービス提供責任者が兼務する場合は、従前相当サービスと同じ。(訪問介護等利用者と合計して、利用者40人ごとに1人以上。利用者の数に応じて常勤換算可) ・サービス提供責任者が兼務しない場合(訪問Aのみを担当する責任者を設ける場合)は、 訪問型サービスAの利用者60人ごとに1人以上
資格要件	・介護福祉士 ・介護職員実務者研修修了者等	訪問型サービスAの従事者のうち、 ・従前相当サービスの資格(左記)保有者 ・1年以上の「介護等の業務」経験者

→「訪問型サービスA従事者養成研修修了者」や「初任者研修修了者」でも
1年以上の従事経験があれば責任者になれます。

※訪問介護・訪問介護相当サービスのサービス提供責任者が訪問型サービスAの訪問事業責任者を兼ねることができる場合は、訪問介護・訪問介護相当サービスの管理者を兼務していない場合に限りです。
(従業員の確保③④の例参照)

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある 22

1 従業員の確保③

既に訪問介護や従前の訪問介護相当サービスを行っている事業所が一体的に訪問型サービスAを実施する場合の例

介護福祉士Aさん(訪問介護の管理者とサービス提供責任者及び従前の訪問介護相当サービスの管理者とサービス提供責任者を兼務)は訪問型サービスAの管理者や責任者を兼ねることはできません。

Aさんのいる事業所で訪問型サービスAを一体的に実施する場合、以下のような配置が可能です。

①訪問型サービスAの管理者兼訪問事業責任者としてBさん(介護等の業務経験1年以上)を新たに配置。(管理者と責任者は別人でも可)

	訪問介護	従前相当	訪問型サービスA
管理者	Aさん	Aさん	Bさん
責任者	Aさん	Aさん	Bさん

6つの役割全てを1人で行うことはできません。

次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。23

1 従業員の確保④

②介護福祉士Aさんが訪問介護と従前の訪問介護相当サービスの責任者のみになり、訪問型サービスAの責任者を兼務する。代わりに訪問介護、従前の訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの管理者を兼務する者を新たに置く。

この場合の管理者(Cさん)は介護福祉士等の資格を持つ者である必要はありません。

	訪問介護	従前相当	訪問型サービスA
管理者	Cさん	Cさん	Cさん
責任者	Aさん	Aさん	Aさん

Cさんは資格要件なし

③介護福祉士Aさんが訪問介護と従前の訪問介護相当サービスの管理者のみになり、訪問型サービスAの管理者も兼務する。代わりに、訪問介護と従前の訪問介護相当サービスのサービス提供責任者として介護福祉士Dさんを新たに置き、訪問型サービスAの訪問事業責任者も兼務する。

	訪問介護	従前相当	訪問型サービスA
管理者	Aさん	Aさん	Aさん
責任者	Dさん	Dさん	Dさん

次なる
茨木へ。
木には、次がある。24

1 従業員の確保⑤

③従事者

	従前の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
必要人数	常勤換算で2.5人以上	1人以上
資格要件	・介護福祉士 ・介護職員初任者研修修了者等	・従前相当サービスの資格保有者 ・市が定める研修の修了者 (同等の研修も可)

→常勤換算ではないので、仕事がある分のみの雇用でOK。

資格がなくても従事者養成研修を修了すれば従事できます。

※ただし、訪問介護や訪問介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営する場合で、訪問介護や訪問介護相当サービス従事者が訪問型サービスAの業務に従事する時間は、訪問介護及び訪問介護相当サービスの訪問介護員の人員基準である「常勤換算2.5以上」の計算に参入できませんのでご注意ください。

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある 25

2 場所の確保

設備に関する基準

→従前の訪問介護相当サービスと同じ基準

- 事業の運営を行うために必要な広さを有する
専用の区画
- 訪問型サービスAの提供に必要な設備及び
備品

3 事業所の指定

福祉指導監査課のホームページに必要な書類一覧及び、申請書類を掲載しています。茨木市ホームページ>各課のご案内>福祉指導監査課>メニュー>指定介護サービス事業者向けページ>新規申請手続きについて>指定居宅サービス、介護予防日常生活支援総合事業新規申請について

指定に必要な書類 (1)

- ・指定申請書(総合事業用)、付表
- ・法人登記事項証明書(原本)
- ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ・従業員の資格を証明するものの写し
- ・組織体制図
- ・訪問事業責任者の資格を証明するものの写し
- ・実務経験証明書(旧2級・初任者研修、市が定める研修過程修了者等)
- ・平面図
- ・写真



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある 27

3 事業所の指定

指定に必要な書類(2)

- ・案内図
- ・賃貸契約書の写し
- ・運営規定
- ・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ・損害賠償発生時に対応しうることを証明する書類
- ・老人居宅生活支援事業開始届出書(既に訪問介護相当サービスを実施している場合は必要に応じて変更届)
- ・誓約書

※訪問介護、訪問介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営する場合で、訪問介護等の事業でサービス提供責任者を増やすなど人員に変更があるときは、訪問介護等の変更届についてもご提出ください。



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある 28

まだ訪問型サービスA事業を 開始していない事業所の方へ

ヘルパー事業所のヘルパー不足は深刻です。お金をかけて、募集してもなかなか働きたい人がみつかりませんよね。労働人口が減っていて、介護の事業に限らず他の業種も人材不足ですので、解決の見通しはありません。

では、事業所の近所にお住まいの皆さんにちょこっと、ヘルパーとして働いてもらいませんか？

訪問型サービスAは介護の資格を持っていなくても、研修を修了すればできます。

研修についても、年2回の茨木市で実施する研修以外に、各事業所で好きなタイミングで実施することもできます。
(事前に申請が必要ですが、訪問A事業所の指定がなくてもできますので、ぜひご相談ください。)

資格を持っている人が来るのを待つのではなく、**新しい人材を開拓しませんか？**

(今まで介護の業界に接点がなかった人、元気な高齢者、日中少し手が空く子育て中のお母さん等)

長寿介護課でも、研修(フォローアップ研修も含めて年3回)内で、訪問型サービスA指定事業所の宣伝時間を設けて、採用活動に協力させていただいています。

ぜひ、訪問型サービスAの事業の開始をご検討ください。



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある 29